

大館市立花岡小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体でつくりあげることを目指し、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るために基本方針を定めるものである。

1 児童理解

教師自らが心を開き、学校生活において積極的に児童と触れ合う中で、受容的態度と共感的理解による指導・援助に努め、教育相談活動の充実を図る。併せて子ども同士のつながり・関わりにも配慮しながら児童理解を深める。

〈教師の基本姿勢〉

- ・すべての子どもを好きになり、受容の態度で接する。
- ・子どもとの触れ合いを大切にし、児童理解に努める。
- ・体験学習を重視し、子どもが成就感をもてる授業を心がける。
- ・どの子どもも活躍できる場を設定し、子どもに存在感をもたせる。

2 いじめ防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
 - ①いじめ防止に関する指導を年間計画に位置付ける。
 - ②教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。
 - ③「観衆」や「傍観者」もいじめに加担していることを理解させ、集団抑止機能を強化する。
 - ④ネット上の不適切な書き込み等についても、いじめに該当することを理解させる。
 - ⑤新型コロナウイルス感染症等に関する差別や偏見もいじめにつながることを理解させる。
- (3) 「人を大切にする児童」を育てる。
 - ①全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進する。
 - ②チャレンジ活動等を通して、リーダーシップ・フォロワーシップを育成するとともに、児童が困難を乗り越えることにより、自己有用感を高める。

- ③SDGsの価値観の理解と共有を図り、多様性を認め、共生社会を担う一員としての自覚を高める。
 - ④児童自身がいじめを防止するために主体的に考え、進んで実践するようにし、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるように努める。
- (4) 全ての児童が参加・活躍できる授業を構築する。
- ①学びを楽しみ深める子を育てる学級づくりを目指し、一人一人が生き生きと学ぶ授業づくりを工夫する。
 - ②チャレンジ授業を軸に、児童が認め合うことや助け合うこと、学び合うことを楽しむことができるようにする。
- (5) 職員間の共通理解
- ①学校基本方針を基に「いじめ」に関する教職員の研修を行う。
 - ②会議の有無に関わらず、普段から児童の生活の様子や気になる点について、絶えず職員間で共通理解を図り、速やかに対応する。

3 早期発見の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさない手立て）

- (1) 些細な兆候にも、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階から積極的にいじめを認知するよう努める。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童及び保護者に周知するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (3) 保護者や放課後児童クラブ、その他の関係機関との情報共有を密にし、情報収集に努める。
- (4) 健康観察の際に一人一人の表情を観察したり、児童との会話や日記などから気になることを把握したりする。また、心が不安定だと、体調にも不調が出ることもあるので、養護教諭との情報交換も密にする。

4 いじめへの対処

- (1) いじめの事実が確認された場合には、適切かつ迅速に対処することにより、早期解決と再発防止に努める。
- (2) いじめを受けた児童やいじめの通報・相談を行った者の個人情報の保護や身体等の安全を確保し、いじめたとされる児童や関係する児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- (3) 組織的かつ実効的な対応を行うとともに、家庭や大館市教育委員会、その他の関係機関と連携を図る。
- (4) いじめが重大事態と認められる場合、直ちに大館市教育委員会に報告し、指導助言の下、関係する専門家を加えた校内の「いじめ対策委員会」を設け、調査を行う。

5 家庭や地域との連携

- (1) PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 体験活動や地域の人材を活用した活動の充実により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校のホームページで公開する。